

平成23年11月

(お知らせ)

京都市都市計画局
建築指導部建築審査課

京都市中高層条例における「サービス付き高齢者向け住宅」の取扱い

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(以下「改正高齢者住まい法」という。)の改正(平成23年4月28日公布,同年10月20日施行)に伴い,新たに,改正高齢者住まい法第5条に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」の制度が創設されました。

「サービス付き高齢者向け住宅」については,その登録基準として,ハード及びソフト面の基準が,改正高齢者住まい法に定められていることから,京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例(以下「中高層条例」という。)に基づく「特定共同住宅に関する指導基準(※)」は適用しないものとします。

(※) 特定共同住宅に関する指導基準

中高層条例施行規則

- ・第10条 建築計画に関する基準
- ・第11条 管理に関する基準
- ・第12条 自動車等の駐車場の設置に関する基準

なお,中高層建築物等(大規模建築物,特定共同住宅を含む。)としての,上記(※)以外の規定(標識設置,計画説明,提出書類等)は全て適用されます。